

## 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年7月1日法律第129号。以下「法」という。）第11条及び第12条の規定に基づき「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」（以下「計画」という。）を策定するにあたり、母子・父子福祉団体等及びその他の関係者の意見を反映し関係機関等との連携を図るため、船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭等」とは、法第6条第4項及び第5項の定める「寡婦」及び「母子家庭等」をいう。

### (所管事務)

第3条 懇談会は次の事務を所掌する。

- (1) ひとり親家庭等の自立促進に係る提言に関すること。
- (2) ひとり親家庭等の自立のための支援策に係る意見交換に関すること。

### (組織)

第4条 懇談会の委員は別表に掲げる関係機関のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 懇談会の委員の任期は1年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は懇談会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇談会の会議は会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

- 2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

### (事務局)

第6条 懇談会の事務局は、健康福祉局子育て支援部児童家庭課が行う。

### (災害補償)

第7条 委員の職務上生じた災害については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例33号）」の規定に準じて補償するものとする。

る。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成32年3月31日をもって廃止する。

別表

船橋市ひとり親家庭等自立促進計画策定懇談会委員

	関 係 機 関
民間（8名）	船橋市ひとり親家庭等福祉会
	船橋市民生児童委員協議会
	船橋市社会福祉協議会
	船橋市福祉サービス公社
	船橋商工会議所
	母子生活支援施設運営者
	市民委員
	市民委員
公的機関（2名）	船橋公共職業安定所
	船橋市母子・父子自立支援員